

整理番号	福祉一省申一1
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 保険グループ (06-6208-7965)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る基準収入額の適用
概 要	大阪市国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者で70歳から74歳までの方のうち、一部負担金について3割と決定された方について、一定の基準収入額以下の場合には、原則、申請に基づき、一部負担金を軽減します。 なお、本市において、前年中の収入が基準額未満と確認できる場合は、申請が不要となり、自己負担割合を職権により2割とします。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第42条 第1項 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC00000000192) 国民健康保険法施行令 第27条の2 第3項 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333C000000000362) 国民健康保険法施行規則 第24条の2 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3)
審査基準	一部負担金の割合が3割と決定された70歳以上の国保の被保険者（後期高齢者医療制度の対象者を除く。）が属する世帯の世帯主が申請します。 前年中（1月～7月中は前々年中）の収入が次の要件を満たしていれば、申請により一部負担金の割合が変更されます。 (1)同一国保世帯におられる70歳から74歳の方がお一人で、その方の収入が、基準収入額（383万円）に満たない場合 (2)同一国保世帯におられる70歳から74歳の方がお一人と、その方と同じ世帯に属する後期高齢者医療制度の方の収入の合計が、基準収入額（520万円）に満たない場合 (3)同一国保世帯におられる70歳から74歳の方がお二人以上で、その方たちの収入の合計が、基準収入額（520万円）に満たない場合
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要事項を記載のうえ、収入額が確認できる書類、資格確認書等、高齢受給者証（お持ちの方）、申請書太枠に記載されている方の個人番号が確認できるもの、世帯主の身分証明書等をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369753.html
備 考	

整理番号	福祉－省申－2
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る長期高額特定疾病の認定
概 要	大阪市国民健康保険の被保険者で、人工透析を実施している慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因するHIV感染症の患者の方については、申請により、当該療養にかかる医療費の限度額が1万円（ただし、限度額区分アまたはイの世帯に属する70歳未満の方の人工透析に係る診療については2万円）が限度になります。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法施行令 第29条の2 第8項 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333C00000000362#Mp-Ch_3-At_29_2) 健康保険法施行令 第41条 第9項 (https://laws.e-gov.go.jp/law/215I00000000243#Mp-Ch_5-At_41) 国民健康保険法施行規則 第27条の13 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3-At_27_13) 昭和59年9月28日厚生労働省告示第156号 (各区役所保険年金業務担当窓口に設置)
審査基準	特定疾病として認定の対象となる治療及び疾病は次のとおりです。 (1) 人工透析を実施している慢性腎不全 (2) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害及び先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病） (3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群で一定のもの（血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染者）
標準処理期間	10日前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	特定疾病認定申請書に必要事項を記載のうえ、認定を受けようとする疾病にかかっていることに関する医師の意見書と被保険者であることが確認できるもの、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるものを提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369689.html
備 考	

整理番号	福祉－省申－3
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る標準負担額の減額認定
概 要	大阪市国民健康保険被保険者の入院中の食事代及び療養病棟に入院する65歳以上の方の居住費については標準負担額が必要ですが、市民税非課税世帯の場合には、申請に基づき減額の認定をします。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第52条第2項、第52条の2 第2項 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000192#Mp-Ch_4-Se_1-At_52) 国民健康保険法施行規則 第26条の2、第26条の6の3 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3-At_26_2)
審査基準	標準負担額の減額が出来るのは、次のいずれかに該当するときです。 (1) 被保険者の属する世帯の国民健康保険の被保険者全員について、療養のあった月の属する年度分(4月から7月までの場合は前年度分)の市民税が課されないか又は免除される場合 (2) 標準負担額の減額がなされれば、生活保護を必要としなくなる場合 ただし、「国保特例標準負担額減額該当」又は「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅰ又はⅡ)」と記載された保護却下通知書又はその写し(各区の保健福祉センター生活支援担当課長が原本証明したもの)が必要
標準処理期間	10日前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	限度額適用・標準負担額減額認定申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者であることが確認できるもの、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの、入院期間が確認できる書類(直近12か月の入院日数が90日を超えている場合のみ)を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369687.html
備 考	

整理番号	福祉－省申－4
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る標準負担額の減額差額の支給
概 要	大阪市国民健康保険被保険者が入院したときの食事代及び居住費について、やむを得ず減額認定証を保険医療機関に提出出来ず、通常の負担額を支払ったときには、申請により現に支払った標準負担額と減額により支払うべき額との差額を支給します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法施行規則 第26条の5 第1項、第26条の6の4 第6項、第27条の14の5 第6項 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3-At_26_5) (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3-At_26_6_4) (https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000100053#Mp-Ch_3-At_27_14_5)
審査基準	支給の対象となるのは、被保険者が減額認定証を保険医療機関に提出することができなかった理由（急病等）について、保険者がやむを得ないものと認めるときです。
標準処理期間	2 か月前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	療養費等支給申請書に必要事項を記載のうえ、領収書、被保険者であることが確認できるもの、マイナンバーが確認できるもの、身分証明書等、標準負担額減額認定証（お持ちの方）、高齢者受給者証（お持ちの方）、世帯主の金融機関口座通帳又は振込口座のわかる書類を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369687.html
備 考	